

役員報酬規程

第1条（総則）

この規程は、特定非営利活動法人レックス体操クラブ（以下、「本クラブ」という。）の定款第19条に基づく役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

第2条（報酬）

本クラブの役員には定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決を経て報酬を支払うことができる。

- 2 本クラブの役員報酬の支給対象は理事長とし、その任期中、月額XXXX万円を上限として、総会で議決した金額を支払うことができる。
- 3 本規程に定めることのほか、旅費及び諸謝金規程及び、給与規程（就業規則）を準用する。

第3条（費用弁償）

本クラブの役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。

第4条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて議決する。

＜附則＞

- 1 この規程は、令和6年9月28日に制定し、同日より施行する。